

財務省告示第三百十八号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十六年六月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十六年七月九日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額
				利付国庫債券（二十年）（第七十回）	<p>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十六年六月二十五日の特例等に関する法律（平成十六年法律第二十号）並びに融資金特別会計法（昭和二十六年法律第一号）第十一条第一項</p> <p>社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下成振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替用を日本銀行とする。</p> <p>価格競争に付して行われる入札発行</p> <p>各申込みのうち応募価格の高いものからそのうち応募額を順次割り当てる。</p> <p>額面金額で五千九百九十一億うち財政法第四十一条の規定に基づき発行した利付国債に七十七億三千四百四十万四千円、成十七億三千四百四十万四千円、ため六年度の発行の特例等に</p>				

七 払込金額  
 八 最低額面金  
 九 振替単位  
 十 発行日  
 十一 発行価格  
 十二 利率  
 十三 経過利子の払込み

する法律第二條第一項の規定に  
 基づき発行した利付債の  
 額は、額面金額で四百九十  
 億四千六百四十五万円  
 五千万円  
 五千万円  
 五千万円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものと  
 する。

平成十六年六月二十五日  
 上の金額百円につき百円五銭以  
 上のそれぞれの上募価格  
 二年四月一セント

(一) は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加えて、次の算  
 式により算出した金額を第二  
 十号に規定する期日に払い込  
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{5}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収されるに  
 係るとして振替口座簿中の口の  
 ものとして記載又は記録される  
 座に記載又は記録されるもの  
 についで、前記(一)の算式によ  
 り算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額  
 へただし、当該国債を発行時  
 において取得する者が非居住

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金  
十七 償還金  
十八 元利支  
十九 払込  
二十 払込期日

者又は外国人である場合は、前記(一)の算式により算出た金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除

平成十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還金額} \times 24}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成十六年六月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十六年六月二十五日